



東京都市計画防火地域及び準防火地域 総括図 [練馬区決定]

上石神井駅周辺地区 変更箇所
関町南一丁目ほか各地内

羽沢・桜台地区 変更箇所
羽沢二丁目ほか各地内

凡例

用途地域図の記号

用途地域	→	建数率(%)	→	準住・75	→	容積率(%)
高度地区	→	→	→	60/300	→	→
→	→	→	→	30m3低	→	→
→	→	→	→	5-3	→	→

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては必ず表も参照して下さい。

用途地域（特別用途地区）

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
工業	工業地域（特別工業地区）

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第2種高度地区
20m②	20m第3種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m第3種高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

■	防火地域
□	準防火地域
□	防火指定なし
■	新たな防火規制区域
□	新たな防火規制区域
■	風致地区
□	風致地区

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区（特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご覧いただく指定図で確認ください。
 - 練馬区都市計画課都市計画課（本庁舎10階）
 - 東京都都市整備局都市計画課（本庁舎12階）
 - 東京都都市整備局都市計画課（都庁第二本庁舎12階）
 - 上記以外の各都市計画については、別図「練馬区都市計画図2（都市施設等）」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定（帯状に道路両側に指定されているもの）では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです（30mのものは「-30m」の表示があります）。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
 - 詳細な情報は、練馬区ホームページでご覧いただけます。（<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>）「都市計画情報システム」で検索してください。